

「お峯入り」・「御殿場線まつり・秋」・「やまきた街角ギャラリー」開催

10月14日(日)、5年振りとなる「山北のお峯入り」の第1回公演が役場駐車場で開催され、商工会の商業部会員と山北三業組合が出店、会場を賑やかに、来場者のお腹を満たしていました。

同じく、駅前のふるさと交流センター周辺では、「御殿場線まつり・秋」が開催され、鉄道写真展、落谷虹児展、物産コーナーの設置、音楽祭も催され、お峯入りのお客様も訪れ賑やかでした。

また、山北駅前商店街でも14日～「やまきた街角ギャラリー」、ワンコインセール、スタンプラリーを開催し、子供達の描いた色彩々のぬりえと昔の山北の写真が商店街に飾られ、賑やかにしていました。



▲お峯入り会場



▲御殿場線まつり会場



▲やまきた街角ギャラリー

*** 高齢者雇用支援特別セミナーのご案内 ***

1. 名称 『高齢者雇用支援セミナー』
2. テーマ 『脱年齢！70歳雇用時代への展望と課題・定年引上げ等奨励金の概要』
3. 開催日・会場

| 開催日 | 地区 | 会場 | 定員 |
|-----------|----|---|------|
| 11月16日(金) | 横浜 | かながわ労働プラザ 3階「多目的ホール」 (横浜市中区寿町1-4 Tel045-633-5413) | 120人 |
| 11月22日(木) | 県央 | 厚木商工会議所 5階「大会議室」 (厚木市栄町1-16-15 Tel046-221-2151) | 100人 |
| 11月27日(火) | 湘南 | 平塚プレジール 6階「会議室 若松」 (平塚市八重咲町3-8 Tel0463-25-0195) | 100人 |
| 11月29日(木) | 川崎 | てくのかわさき 「てくのホール」 (川崎市高津区溝口1-61-10 Tel044-812-1090) | 80人 |

4. セミナー内容(開催時間 13:30~16:30 開場 13:00)

| プログラム・テーマ(各会場共通) | | 講師等 | |
|------------------|------------------|--|--|
| 第1部 | 特別講演 | —70歳雇用時代への展望と課題— 高齢人材の心理的な側面を活かした マネジメントを考える | JADA 講師 |
| | 最新レポート | 「70歳まで働ける企業づくり」 | 70歳支援雇用 アドバイザー |
| 第2部 | 制度を上手に 活用する為に | —定年引上げ等奨励金制度の概要— 高齢者雇用等各種助成金・奨励金制度の概要 | ・神奈川県労働局 ・公共職業安定所 ・神奈川県雇用開発 協会助成部 |

5. 主催等
(主催) 財団法人神奈川県雇用開発協会
(後援) 神奈川県労働局 神奈川県 社団法人神奈川県商工会議所連合会 神奈川県商工会連合会

6. その他
参加費：無料
参加会場：事業所を管轄するハローワークの地区の会場が原則ですが、他会場での参加も受付けます。

事務局
人事異動

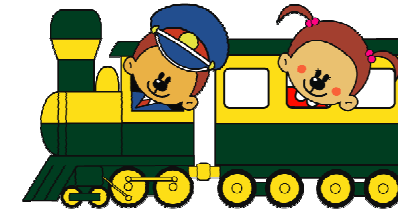
細見 宏一郎 (平成一十九年九月三十日退職)
小栗 直治 (平成十九年十月一日就任)

駅前商店街のキャラクターが誕生しました!

山北駅前商店街で10月14~20日まで開催された、『やまきた街角ギャラリー ~昭和の山北と平成の子供たち~』には、子供達から400点にもものぼる多くの作品が応募され、併せて募集したキャラクターの名前が検討され、

『げんきとゆめのある商店街を...』

という願いをこめて名付けられました。
ご協力ありがとうございました。



男子『げんき』くん

女子『ゆめ』ちゃん



製造事業所のみなさまへ —工業統計調査にご協力を—

経済産業省では、工業統計調査を平成19年12月31日現在で実施します。調査は製造業を営むすべての事業所を対象に、製造業の活動状態を明らかにするためにを行います。

調査をお願いする製造事業所には、本年12月中旬から来年1月にかけて知事が命令した統計調査員が調査票を持って伺いますので、お忙しい時期で恐縮ですが、調査にご協力いただくようお願いします。

なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計法に基づき統計作成以外の目的には一切使用されませんので、正確にご記入をお願いします。

- 調査内容 — 従業者数、製造品出荷額、原材料使用額等
- 問合せ先 — 県企画部統計課事業所・工業統計班 電話 045 (210) 3221

神奈川県最低賃金改正のお知らせ

「守ろう! 確かめよう! この最低賃金」

時間額 **736円(19円引き上げ)**

発効日 平成19年10月19日

◇ 神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

◇ 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

問合せ先 神奈川県労働局労働基準部賃金課
(横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階 TEL 045-211-7354)
または最寄の労働基準監督署
神奈川県労働局のホームページアドレス <http://www.kana-rou.go.jp>

